

○ 茨城県立医療大学学生の懲戒に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第47条に規定する学生の懲戒に基づき、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類等)

第2条 懲戒の種類及び効果は次の通りとする。

- (1) 訓告 文書により注意を喚起し、将来を戒めるものとする。
- (2) 停学 期間を定め、又は定めないで登校を停止すること。
- (3) 退学 退学させること。この場合においては、再入学を認めない。

(嚴重注意)

第3条 学長は、前条に規定する懲戒の他、当該学生に嚴重注意を行うことができる。

- 2 前項の嚴重注意は、非違行為を行ったと認めた学生に対し、学生部長が行う。

(停学の期間)

第4条 停学の期間は、1か月以上6か月以下の有期または無期とする。

- 2 停学期間には、春季休業、夏季休業、冬季休業その他休業日を含むものとする。

(無期停学の解除)

第5条 学長は、6か月を経過した後、学生部長からの報告があった場合は、教授会の審議を経て学生の無期停学の解除を決定し、学生部長へ通知するものとする。

(懲戒の対象行為)

第6条 懲戒の対象となり得る行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 本学の規則に違反する行為
- (7) 本学における学生等の学修、研究及び正当な活動並びに教職員の業務を暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為
- (8) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (9) その他学生としての本分の反する行為

(調査等)

第7条 教員は、懲戒に該当すると思われる学生の行為について知ったときは、学生部長に報告するものとする。

- 2 学生部長は、前項の規定による報告を受けたときは、茨城県立医療大学学生委員会を開

き、事実関係を詳細に調査し、懲戒の適否を協議するものとする。なお、事情聴取においては、当該学生に弁明の機会を十分に与えるものとする。

- 3 学生部長は、懲戒に該当することが明白である場合は、懲戒が決定するまでの間、謹慎（懲戒処分決定前に登校を停止させることをいう。以下同じ。）を命ずることができる。（懲戒処分案の作成）

第8条 学生部長は、前条第2項に基づく協議の結果、相当の理由があると認めるときは、速やかに茨城県立医療大学懲戒審査委員会に諮り、懲戒処分案を作成するものとする。

- 2 懲戒審査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 学生部長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長
- (6) その他副学長が指名する教員 若干名

- 3 懲戒審査委員会は、必要に応じて当該学生及び関係教員等の事情及び意見を聴取することができる。

- 4 懲戒審査委員会は、作成した懲戒処分案を学長に報告する。

（懲戒の決定）

第9条 学長は、前条第4項の報告を受けたときは、教授会の意見を聴いて、当該学生の懲戒の要否並びに懲戒種類及び処分量定を決定する。

- 2 前項の規定に関わらず、学長は、学生の行為が前条第4項の懲戒処分案に相当することが客観的に明白であって、かつ、緊急その他やむを得ない場合により前項の手続きを経ることが困難な場合は、教授会の意見を聴くことなく処分を行うことができる。

- 3 前項の場合において、学長は、当該懲戒処分について、その直後に開かれる教授会へ報告しなければならない。

- 4 第1項及び第2項の懲戒の効力は、学長が懲戒処分を行った翌日から発生する。

- 5 前項の規定に関わらず、第7条第3項の規定により謹慎を命ぜられた学生が停学となった場合には、謹慎を命ぜられた日から発効したものとみなし、謹慎期間を停学期間に参入することができる。

（公表）

第10条 学長は、学生及びその保証人に対し、懲戒の内容を文書により通告する。

- 2 学長は、学内掲示板に1週間（休業日は含まない。）の公表を行うものとし、公表する事項は、当該学生及び被害者が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、所属及び学年、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日とする。

- 3 特段の事情があると学長が判断した場合、教授会の議を経て、前項の一部又は全部を公表しないことができる。

(異議申し立て)

第 11 条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒処分の通告を受け取ってから 14 日以内に異議申し立てをすることができる。

2 異議申し立てをしようとする学生は、異議申立書を学長に提出しなければならない。

3 学長は、異議申立書の提出があったときは、懲戒審査委員会に対し再審議を指示するものとする。ただし、学長は、異議申し立てに理由がないと認めた場合は、異議申し立てを却下することができる。

4 前項の規定により再審議を行う場合の手続きは、第 8 条及び第 9 条の規定を準用する。

5 異議申し立てを却下した場合、その理由を、異議申し立てをした学生に文書により通知する。

(停学期間中の指導)

第 12 条 学生部長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行うものとする。

(停学期間中の履修申告)

第 13 条 停学期間が履修申告の期間にかかるときには、履修申告のみ行うことができる。

(学籍の異動)

第 14 条 学長は、懲戒処分決定前の対象学生又は停学中の学生から、退学又は休学の届出があったとき、この届出の受理を保留することができる。

(懲戒に関する記録)

第 15 条 懲戒に関する記録は教務課において管理し、本学が作成する成績証明書その他証明書類に、懲戒や指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

2 学生の就職又は進学に際して、指導教員その他本学関係者が作成する推薦書類その他の書類に、懲戒や指導の有無並びにその内容等を記載してはならない。

(守秘義務)

第 16 条 学生の懲戒に関する事項に携わった職員は、学生の懲戒に関して知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。